# 岩倉市立中学校に係る部活動の方針

令和5年3月 令和6年3月改訂 岩倉市教育委員会

### 1 各学校の取組

## (1)活動時間

• 平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、大会等で活動が長時間となる場合は、体調や健康状態に十分留意する。

- 長期休業中の平日の活動についても、長くとも3時間程度を目途とする。
- 年間のうち最も日没の遅い時季も、午後6時までには活動を終了する。

#### (2) 休養日

- 週当たり2日(平日に1日、週休日に1日)以上の休養日を設ける。
- 大会等でやむを得ず週休日に2日間とも活動する場合は、代替の休養日を設ける。
- 長期休業中の週休日は原則休養日とする。
- 年末年始の休日及び夏季休業中の会議等をもたない期間は休養日とする。

#### (3) 始業前の活動

補助的で最小限度の活動とする。

- ・ 陸上競技の投てき練習等で、安全を確保した活動を行う場合
- ・ 気候等を考慮し、生徒の健康・安全に配慮した活動を行う場合
- 大会やコンクールに向けた特別な活動や準備が必要な場合
- ・ 授業後の活動時間が十分に確保できない場合

#### (4) その他

・ 顧問の複数配置を進める。

#### 2 教育委員会の取組

- ・ 部活動サポーターの拡充を図る。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、文化協会等との連携を進める。
- 部活動指導員の拡充を図る。

参考:部活動指導ガイドラインの基準(愛知県教育委員会)

【休養日】学期中は、週当たり2日(平日に1日と土日のいずれか1日)以上 ※小学校は3日(平日に2日と土日のいずれか1日)以上 ※大会への参加等により土日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

【活動時間】平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度 ※小学校は平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内

参考:国のガイドラインの基準(中学校対象、高校も準用)

【休養日】学期中は、週当たり2日以上 ※平日に1日、土日1日以上

【活動時間】平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度